

様式 2

第 497 回建築審査会会議録（要旨）

日 時	令和 7 年 9 月 11 日（木）午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分
場 所	静岡県庁別館 2 階 第 3 会議室 B（オンライン形式併用）
出席者	委 員 亀井暁子、金丸智昭、野末寿一、黄愛珍（オンライン参加）、松下好宏、鈴木成幸 処分庁 富田征範（くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長） 事務局 勝又宏幸（くらし・環境部建築住宅局長） くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 石川文司（静岡県沼津土木事務所建築住宅課長）
議 題	建築基準法に基づく建築許可等について（審議 1 件、報告 1 件）

1 審議事項

第 1 号議案 建築基準法第 43 条第 2 項第二号に係る建築許可

第 1 号報告 建築基準法第 43 条第 2 項第二号に係る包括許可の報告

2 議事内容

第 1 号議案

○事務局

1 申請条項

建築基準法第 43 条第 2 項第二号

2 申請場所

静岡県伊豆の国市北江間字小池 1013 番の一部

静岡県伊豆の国市北江間字丸山 1628 番 2 の一部、1628 番 2 地先、1629 番の一部、
1630 番の一部、1631 番の一部、1631 番地先、
1632 番の一部、1632 番地先、1634 番の一部

3 申請者住所氏名

静岡県静岡市葵区追手町 9－18（静岡中央ビル 9 F）

静岡県道路公社 理事長 矢野 弘典

4 建築物の用途

事務所

○処分庁

本申請は、伊豆の国市内において、建築基準法第 42 条第 1 項第一号の規定に基づく道路（一般国道）ではあるが、自動車のみの交通の用に供する道路として、法第 43 条第 1 項第一号の規定により接道対象道路から除かれている伊豆中央道の上に接する敷地にある既存事務所の建替えに際し、法第 43 条第 2 項第二号の規定に基づく許可を受けようとするものである。

利用者は道路管理者等に限定され、緊急時は歩道橋を利用して徒歩で市道まで避難可能である。また、消火活動に関しても消防本部とも協議済であり、円滑な消防活動が可能である。

以上のことから、本申請は、同法施行規則第 10 条の 3 第 4 項第一号で定める敷地の周

囲に広い空地を有する建築物で、県で定める法第 43 条第 2 項第二号許可の運用基準に適合する計画であり、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、法第 43 条第 2 項第二号の規定に基づき許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第 1 号報告

○事務局 建築基準法第 43 条第 2 項第二号に係る包括許可の報告 13 件